

## 社会人（民間企業等経験者）採用試験 受験資格にかかる経験年数等の捉え方について

### 1. 受験資格参入期間について

受験資格参入期間は直近10年（平成26年8月1日から令和6年7月31日）です。この期間外の経験は、受験資格に定める職務経験に参入できません。

育児休業期間及び病気休職期間は、継続して勤務している期間及び職務経験に含めることはできません。ただし、平成26年8月1日から令和6年7月31日までの間に育児休業を取得した期間がある場合には、勤務を開始した日をその期間の分だけさかのぼることができます。

（例）平成27年4月1日から平成28年3月31日の1年間育児休業を取得した場合、平成25年8月1日にさかのぼって職務経験を算入できます。

産前産後の休業期間は、継続して勤務している期間及び職務経験に含めることができます。

### 2. 通算年数について

「通算5年以上」とは、それぞれの民間企業等で休憩時間を除き、原則週30時間以上の勤務を1年以上継続し、これらの経験が、通算で5年以上であることを要します。1年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。

1ヵ月未満の日数を職務経験に通算する場合は、30日を1ヵ月として計算します。

民間企業等における職務経験には、会社員（契約社員、派遣社員含む）、団体職員、公務員、アルバイト、パートタイマー等としての経験が該当します。

### 3. 最終合格決定後の職歴証明書の提出

最終合格決定後、職務経歴書に記載された職務経験に係る職歴証明書を提出できない場合は合格を取り消します。提出する職歴証明書には、法人名（団体名）、代表者名、社判（団体印）、勤務期間、一週間の勤務時間（活動内容）などの記載が必要です。

問合せ先

上益城消防組合消防本部 総務課

TEL：096-282-1959